

飛騨市老人福祉センター割石温泉レクリエーション活動事業仕様書

1. 委託業務名

飛騨市老人福祉センター割石温泉レクリエーション活動業務委託

2. 事業の目的

本事業は、高齢者の教養の向上及びレクリエーションのための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供し、もって高齢者の健康増進と介護予防に寄与することを目的に実施するもの。

3. 委託業務期間

契約の日から令和6年3月31日（日）まで

4. 業務の内容

受注者が行うレクリエーション業務は下記のとおりとする。

(1) 介護予防事業

高齢者を対象とした体操教室、サロン事業、認知症予防教室などの初期的な介護予防活動

(2) 健康増進事業

高齢者が健康増進のために実践できる場の提供

(3) 交流事業

各種団体が会議や飲食を伴う交流会、高齢者サロンなどグループが気軽に集える場の提供

(4) 飲食提供事業

施設利用者が気軽に軽食を食べられる場の提供

(5) 生きがいづくり事業

高齢者の教養の向上を図るとともに、囲碁・将棋などの趣味・娯楽に対応した場の提供

5. 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を1名以上配置すること。
- ・実務担当者を2名以上、業務量に応じた人数を配置すること。業務量が増大する場合には適宜増員により対応すること。
- ・老人福祉センター割石温泉の営業日に合わせて一月当たり4日以上はレクリエーション業務を実施すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を市に報告すること。

6. 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出した上で、令和6年3月31日までに以下の内容を含む業務完了実績報告書を提出すること。

- ① 業務完了実績報告書
- ② 業務の実施期間及び内容
- ③ 業務内容及び実績が分かる資料

- ④ 上記の効果検証と次年度に向けた改善策等をまとめた資料
- ⑤ その他特に必要と認める資料

7. 担当部局

飛騨市市民福祉部地域包括ケア課

〒509-4221 岐阜県飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60

TEL : 0 5 7 7 - 7 3 - 6 2 3 3 FAX : 0 5 7 7 - 7 3 - 3 6 0 4

E-mail : houkatsukea@city.hida.lg.jp

8. 支払条件等

- ・委託業務開始以降に本委託業務にかかる委託料を支払うものとする。
- ・受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

9. 留意事項

- ・業務履行に際して必要なPC、通信機器、資材、消耗品、印刷費、車両等は全て契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・業務履行に関連する内容で、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議に出席すること。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえでその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法その他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、市又は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、十分な引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞無く提供することとする。

13. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。